

宿泊支援事業の流れ

流れ		ホテル・旅館	佐賀市観光協会	備考
1	計画書等の提出	・ 様式① 感染防止対策計画書 ・ 様式② プラン登録書 2つを作成し、観光協会に提出します。	・ ① ②を受け付けて審査します。 ・ 後日、感染防止対策について現地を確認します。	登録プランは2つまで変更、追加も可能
2	予約受付開始	6月1日（月）昼12時から開始		予約受付は7月31日まで
3	予約があれば	・ 様式③ 予約受付簿及び宿泊記録簿 に予約内容を記録します。 ・ 市民かどうか確認します。 ・ 随時、観光協会に報告します。	・ 予約数の管理を行います。（予算の状況を確認）	
4	助成金の請求・お支払	・ 様式④ 宿泊助成金請求書 を観光協会に提出します。	・ 様式④に基づき、助成金を支払います。	
5	利用者宿泊時	・ 様式③ 予約受付簿及び宿泊記録簿 に、宿泊者氏名等を記入します。 ・ 代表者の身分証明書により、市民確認を行い、写しを取ります。		令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで利用可能
6	利用実績の報告	・ 様式⑥ 助成金実績報告書 を作成し、観光協会に提出します。 ・ 助成金を受領した後に、キャンセルされた場合、 <u>助成金は返還</u> となります。	・ ⑥（添付書類を含む）を受付、助成金の精算を行います。	実績報告書には、 ① 様式③ ② 利用代表者の身分証明書の写し ③ 利用者への領収書の写し を添付してください。

※事業期間中は、3→4→5を繰り返します。